

港区立有栖川宮記念公園の緑の保全及び適正管理に関する
検討業務委託採点基準表(第一次審査)

一次審査(書類審査)		
候補者名		記入者

1 基本事項の評価 ※事務局採点		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点				
		1	2	3	4	5								
(1)	事業者概要及び業務実績 【様式4】	事業者は、仕様書で求める業務実績(令和元年度から令和5年度までの5年間に国、東京都、特別区及び政令指定都市において、緑の基本計画策定業務及び公園整備に関する計画策定業務を各2件以上、グリーンインフラに関する計画策定業務を1件以上従事した実績)を有しているか 【採点の考え方】 ①、②及び③の合計得点とする。 ①緑の基本計画策定業務の実績 (6件以上)5pt、(5件)4pt、(4件)3pt、(3件)2pt、(2件)1pt、(1件以下)0pt ②グリーンインフラに関する計画策定業務の実績 (5件以上)5pt、(4件)4pt、(3件)3pt、(2件)2pt、(1件)1pt、(0件)0pt ③公園の整備に関する計画策定業務の実績 (6件以上)5pt、(5件)4pt、(4件)3pt、(3件)2pt、(2件)1pt、(1件以下)0pt					-							15
(2)	専門技術力(資格、実績) 【様式5】	・業務責任者及び担当者又は技術者が仕様書で求める資格(技術士(総合技術管理部門又は都市及び地方計画))を有しているか ・業務責任者及び担当者又は技術者が仕様書で求める業務実績を有しているか 【採点の考え方】 ①、②及び③の合計得点とする。 ①業務責任者及び業務担当者又は技術者が技術士(総合技術管理部門又は都市及び地方計画)の資格を有しているか。 (業務責任者及び業務担当者又は技術者の1名以上がどちらにも有している)5pt、(業務責任者及び担当者又は技術者のどちらかが有していない)0pt ②業務責任者の同種業務の実績 (9件以上)5pt、(8件)4pt、(7件)3pt、(6件)2pt、(5件)1pt、(4件以下)0pt ③業務担当者又は技術者の同種業務の実績(担当者又は技術者の平均) (9件以上)5pt、(8件)4pt、(7件)3pt、(6件)2pt、(5件)1pt、(4件以下)0pt ※②③の実績は、緑の基本計画及び公園の整備に関する計画策定業務に最低2件ずつ、グリーンインフラに関する計画策定業務に最低1件従事していること					-							15
(3)	専任性(手持ち業務量) 【様式5】	・担当者又は技術者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか 【採点の考え方】 業務責任者が専任、業務担当者(1名以上)が専任 5点 業務責任者が専任、業務担当者の専任がない 4点 業務責任者が他に1件以上(業務担当者の選任は問わない) 3点 業務責任者が他に2件以上又は総額500万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 2点 業務責任者が他に3件以上又は総額750万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 1点					×2							10
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点				
		1	2	3	4	5								
(1) 業務従事予定者の配置計画及びスケジュールについて【様式6】														
	業務従事予定者の配置計画及びスケジュールの提案	・業務従事者の配置は期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制か ・期間内に必要な業務遂行が可能なスケジュールになっているか					×4				20			
(2) 有栖川宮記念公園に求められる役割の提案について【様式7】														
	公園に求められる役割の提案	・公園等を取り巻く動向や国や東京都の各種基準を踏まえた提案か ・有栖川宮記念公園の現状を踏まえた提案か ・グリーンインフラ等新たに公園に求められる役割を含んだ提案か					×8				40			
(3) 有栖川宮記念公園における緑の魅力と課題の提案について【様式8】														
	緑の魅力と課題の提案	・有栖川宮記念公園の緑についての的確に魅力や課題を捉えているか ・専門的な知見に基づいた提案か ・長期的な視点、利用者の視点、安全上の視点が含まれているか					×6				30			
(4) 有栖川宮記念公園の目指す将来像と緑に関する施策や手法、維持管理方法等の提案について【様式9】														
	目指す将来像と緑に関する施策や維持管理方法の提案	・求められる役割や魅力、課題が目指す将来像に反映されているか ・長期的な視点を含んだ将来像や新たな維持管理手法の提案ができていないか ・具体的で現実的な施策や維持管理方法の提案か					×10				50			
3 見積額の評価 ※事務局採点		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点				
		1	2	3	4	5								
(1)	見積額	・参考事業規模に対する見積額により採点 【採点の考え方】 区提示額 9,537,000円 (860万円以上【9割】)1pt、(859万円～760万円【8割】)3pt、(759万円以下)5pt					×4				20			
一次審査合計点											200			
加算項目 ※事務局採点		ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点項目の合計(60点)の5%(小数点以下切上げ)を一時評価点に加算します。							点数	満点				
ア	区内事業者優遇	・区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算								3				
イ	ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 ・複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算								3				
ウ	障害者雇用の評価	・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算								3				
エ	環境配慮に対する評価	・ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の5%を加算 ・複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算								3				
オ	災害協定活動に対する評価	・区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算								3				
【加算項目】合計点										15				
講評等(ポイントとなった事項など)														